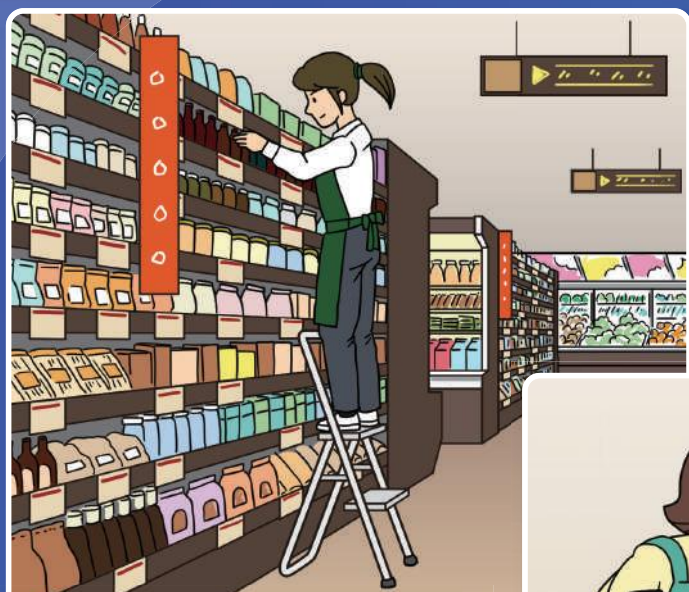


小売業、飲食店、社会福祉施設の
労働災害を防止しよう！

労働災害を減少させた 好事例の紹介



小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害が減少しない中、精力的に労働災害防止に取り組み、労働災害を減少させた企業・法人があります。これらの企業・法人を好事例として紹介します。

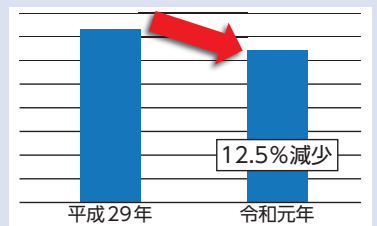
好事例 1：小売業 A 社（総合スーパーマーケット）

企業情報

売上：約 3,700 億円 (R1.2)
 店舗：154 店 (R1.11)
 従業員：約 23,000 人 (H31)

労働災害発生状況

令和元年の労働災害(不休含む)は、平成 29 年比、12.5%減少した。



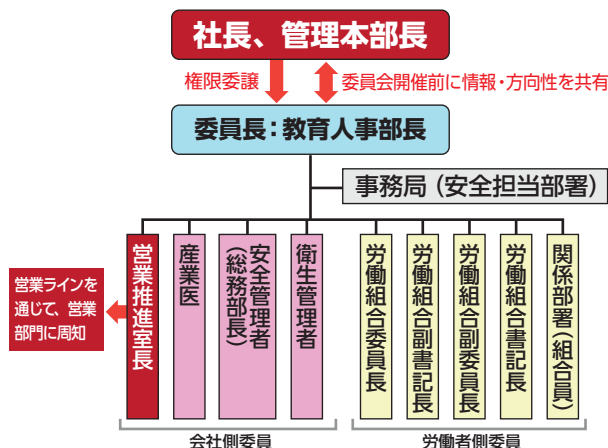
ここ数年の主な労働災害防止活動

本社中央労働安全衛生委員会 主導の取り組み

平成 28 年度から、全店舗の労働災害発生状況の分析などを基に、再発防止対策の検討を開始した。平成 30 年度からは、店舗営業を担う営業推進室長が加わり、本委員会の決定事項が、直接、店舗部門に指示されるようになった。

本社中央労働安全衛生委員会

全店舗に決定事項を徹底できるようになった



高さ 80cm 以下の脚立の廃止

全店舗にある高さ 80cm 以下の脚立 437 台を廃止し、新たに踏台 614 台を購入した。一方、高さ 80cm 超の脚立は、墜落時保護用ヘルメット着用などをルール化した。

ほとんどの作業は、脚立ではなく踏台で作業できる



(改善前：脚立) 高さ80cm以下 (改善後：踏台)

高さ80cm超の脚立は、正しい使い方をルール化



脚立の正しい使い方

- ヘルメット着用
- 一人作業禁止
- 補助者は側面から補助
- 正しい向きに設置(写真)
- 天板に乗らない
- 物を持って昇降禁止

高さ 80cm 超

すべり防止用、耐滑性に優れた靴の会社支給

デリカ部門には、耐滑性に優れた靴を会社支給した。月 1 回点検し、スリップサインが出たら交換する。



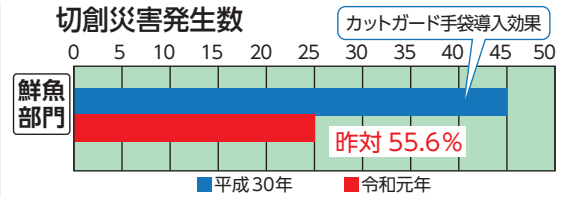
3ヶ所の内、2ヶ所以上が磨り減ってきたら、必ず交換すること！



切創防止用手袋の会社支給

鮮魚部門

平成30年10月、切創防止用手袋を会社支給し、切創災害は大幅に減少した。また、新人研修では、「包丁を扱う時は必ず2重で手袋をつける」を徹底し、習慣づけている。



青果部門

野菜カット時、段ボール開封時の切創が多いため、常時着用する「耐切創軍手」を会社支給した。

機械清掃による床ふき残しチェック

開店前の転倒災害が最も多く、中でも機械清掃の床ふき残し箇所での転倒災害が多発していたことから、清掃業者の協力の下、ふき残し箇所をモップでふき取る対策を行った。



社長による朝礼訓示“店内は小走り禁止”など

小走りによる転倒災害が多発していたため、始業45分前に店内放送で、社長が「小走りはダメです」など安全の訓示を行う。社長の一言は従業員に効果あり。

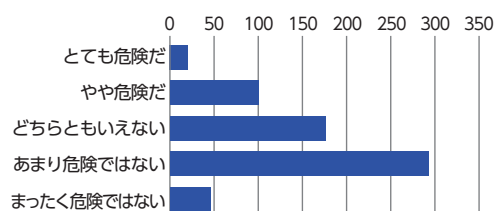
従業員へのeラーニングによる安全教育

シフト制、短時間労働のパート従業員が多く、雇い入れ時教育以外は集合教育が難しいため、eラーニングで安全教育をスタートした。視聴覚教材「小売業の労働災害を防止しよう！」<https://youtu.be/Monmu3ZliWc> (労働安全衛生総合研究所) の教育効果は高かった(下右図)。



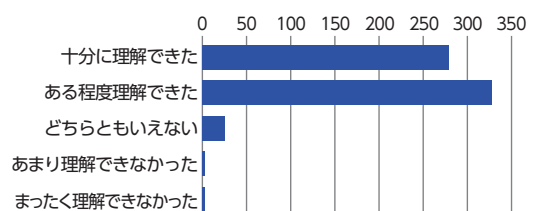
受講後アンケート結果 (有効回答637)

問 いつもの仕事は危険だと思いますか？



(視聴覚教材を見て)

問 どうすれば労働災害が防止できるか理解できましたか？



受講者の声

- ・店内やバックルームの床濡れ、整理・整頓できていないことで転倒、はみ出し陳列による転倒など、身近な危険がいっぱい潜んでいることに気づかされた。
- ・労働災害は、建設業や製造業に多いと思っていたのですが、小売業で増えていることが意外でした。
- ・決まっているルールを守る、守らせることが本当に大切だということを実感した。

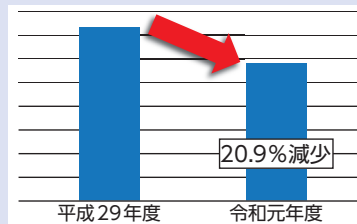
好事例2：小売業B社（食品スーパーマーケット）

企業情報

売上：約2,350億円(R1.3)
店舗：78店(R2.2)
従業員：約10,000人(R2.2)

労働災害等発生状況

令和元年度の労働災害等（不休・通勤含む）は、平成29年度比、20.9%減少した。



ここ数年の主な労働災害防止活動

本社安全衛生委員会主導の取り組み

店舗を監督するエリアマネージャーが参加し、全店舗の労働災害防止や労務管理に関する報告を行う。それを基に、安全対策の検討、安全操作マニュアル等の改訂、設備面の対策等について主管部署に提言する。

労働災害情報の一斉配信

労働災害が発生したら、即座に本社・全店舗に労働災害発生速報が配信される。

安全操作マニュアルの整備

作業マニュアルに定められた標準作業を対象に、作業の安全（保護具の着用、包丁の正しい操作など）が安全操作マニュアルにまとめられている。

【改善事例】生イカの唐揚げ作業時、はねた油が顔面に飛散し火傷災害が発生。生イカに付着した水分で油はねが発生するため、クロスによる水分の拭き取り作業手順を安全操作マニュアルに追加した。

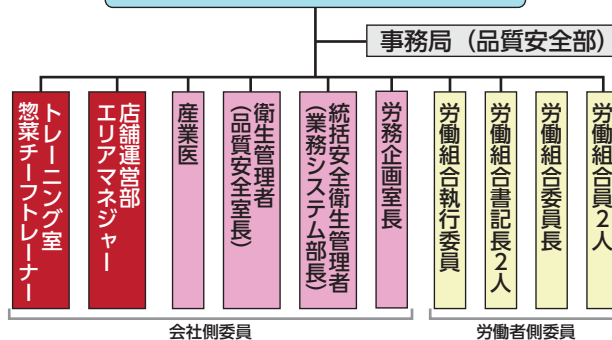
切創防止用手袋の会社支給

包丁を扱う作業は、会社支給の切創防止用手袋を左手に着用、生食商品を製造する場合はその上に衛生用手袋を着用する。また、冷凍魚・鮭鱒の身卸しなど、強い力が必要な作業は、切創防止用手袋の上に金属製メッシュ手袋を重ねて着用し、保護性能を高めている。



本社労働安全衛生委員会

委員長：品質安全部長（安全管理者）



耐滑性に優れた靴の会社貸与

精肉、鮮魚、デリカ、ベーカリー部門では、耐滑性に優れた靴を会社貸与した。



腕用保護カバーの会社支給

フライヤーやオープン作業では、火傷防止用に腕用保護カバーを着用し、オープン壁面などへの素肌の接触を防ぐ。



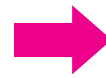
本質的な再発防止対策

【事例】

保護メガネを着けずに薬剤飛沫が眼に入る労働災害が連続した。原因調査の結果、ゴーグルタイプ着用時の圧迫感や、顔に密着するため他人との共用を嫌うことなどが不着用の原因とわかり、メガネタイプに変更した。



(改善前：ゴーグルタイプ)



(改善後：メガネタイプ)

床材の見直し

新店舗の設計で採用された光沢があり見映えがよい床材は、水濡れですべりやすかったことから、床材を見直し、よりすべりにくい床材に変更した。



(改善前：すべりやすい)

(改善後：すべりにくい)

従業員への安全教育

月1回、従業員は各自で安全操作マニュアル等を読み直し標準作業を再確認する。また、eラーニングを活用した定期安全教育を実施。ヒヤリハット事例は、改善事例登録システムにより全店舗で共有を図っている。

朝礼・午後礼・夕礼による安全意識の啓発

1日3回、朝礼・午後礼・夕礼を実施し、その中で、週1回、安全意識の啓発を行っている。その内容は本社品質安全部で、繁忙期や季節特性、労働災害の発生傾向等を踏まえて作成している。

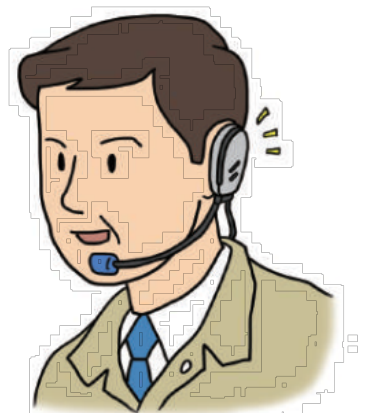
店舗ハザードマップ

従業員に危険箇所を周知している。年1回見直しを行っている。



小走り対策

接客を急ぐあまり、小走りをした際の転倒災害が多発しているため、部門責任者にインカム（無線）を装着させ、接客時の不要な移動や小走りを減らす取り組みを行っている。



店舗安全衛生チェックリスト

月1回、店舗の安全衛生チェックを実施している。チェック項目は、安全操作マニュアル等の中から、過去の労働災害などを基に選定する他、季節特有項目もある。60項目以上のチェック項目のうち、本社品質安全部が、実施頻度や時期を考慮し、毎回、約25項目を抽出している。

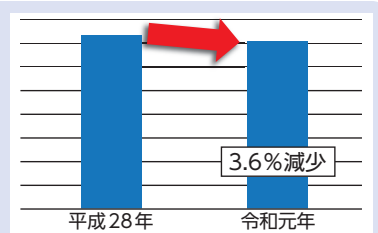
好事例3：飲食店Cグループ

グループ情報

ファストフード(丼物)、チェーン系専門店(ラーメン、回転寿司等)、ファミリーレストラン、チェーン系カフェ等において計20のブランドを経営

労働災害発生状況

令和元年のグループ全体の労働災害(不不休含む)は、平成28年比、3.6%減少した。



ここ数年の主な労働災害防止活動

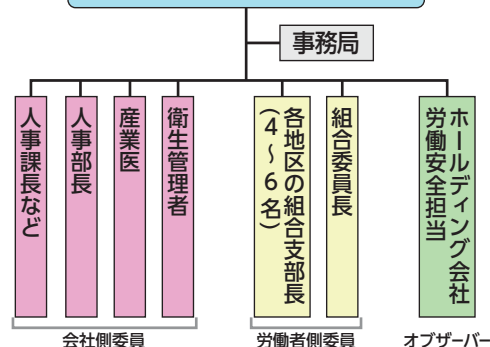
統括部門の労働安全管理

ホールディング会社による安全指導

ホールディング会社の労働安全部署のスタッフは、グループ各ブランドの本部安全衛生委員会に参加し安全指導を行っている。そこで打ち出された再発防止対策、好事例などはグループ全体に水平展開される。毎年、各ブランド人事・労務担当者、各労働組合執行委員などの参加による「グループ労働安全衛生対策会議」を開催し、労使一体で労働災害防止活動を行っている。

各ブランドの本部安全衛生委員会

委員長：COO(代表取締役)



各ブランドの取り組み

本部安全衛生委員会主導の取り組み

数年前から、各ブランド本部は安全衛生委員会をしっかりと運営するようになった。具体的には、店舗で労働災害が発生すると、不不休を含めすべて労働災害報告書が作成され、本部安全衛生委員会に報告される。再発防止対策は、本質的安全対策を社長に提案し、トップダウンで講じられている。

人手不足対策は作業工数減少。安全性向上に直結

主な従業員はアルバイトであり、長くても3年程しか勤めない。このため、店舗の基本コンセプトは、「初日でも、すんなり店舗で仕事ができるような作業環境をつくること」である。最近の人手不足は深刻で、彼らを即戦力にするには、機械化、省人化等による作業工数の減少が重要である。これは安全性の向上にも直結する。ムリ・ムダ・ムラをなくし、工数減の作業改善(厨房レイアウト変更等)に精力的に取り組む。一方、工数増の安全対策は受け入れられない。

本部配信による労働災害防止の注意喚起

出勤した従業員は、パソコン画面で本部配信情報に目を通してから作業を開始する。そこで、労働災害防止の注意事項を周知している。



危険の見える化

厨房などの危険箇所にステッカーを貼っている。



本質的な再発防止対策

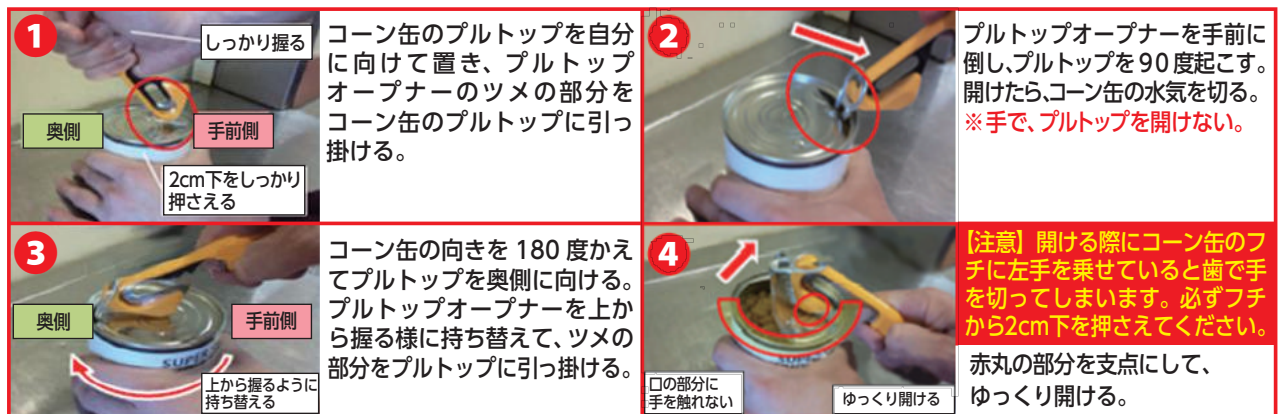
① うどんかき混ぜ棒の開発

熱湯でゆでたうどんを取り出し、すぐに氷水につけ手で締める作業では、繰り返しこの作業を行ううちに、あやまって熱湯に手を入れ火傷する災害が多発していた。このようなうっかりミスをなくすため、氷水の中にも手を入れないようにかき混ぜ棒を1年かけて開発した。



② プルトップ缶開け器具導入

プラトップ缶のふたを開ける際、切創災害が多発したため、缶を開ける新しい道具を導入した。



③ フ라이어作業の自動化

フライヤーの中に箸を入れ、揚げ物を取り出す際、あやまって揚げ物を落とし油がはね火傷が数多く発生していた。このため、フライヤーを使う作業の自動化機械を導入し、その中に箸を入れる作業をなくした。



④ ハサミの改善

通常の手ハサミでは、袋開封時、指をはさんだり、先端で指を刺したりなどの切創災害が多発していたため、刃先を短く先端を丸めたハサミに変更した。



⑤ 包丁で野菜カットは行わない

セントラルキッチンで野菜をカットし、店舗に送る。



好事例 4 : 社会福祉施設D法人

法人情報

障害者支援施設、福祉サービス事業所、生活支援センター、福祉ホーム等(全8事業所)

労働災害発生状況

全事業所の労働災害発生件数(不休含む)は、平成28年～平成30年は平均1.7件であったが、令和元年は0となった。

ここ数年の主な労働災害防止活動

本部安全衛生委員会主導の取り組み

理事長、施設長、課長、主任、各グループ長、労働者側委員で構成される。

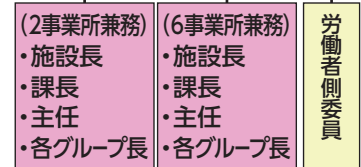
労働災害発生時の迅速対応

労働災害発生後、1日以内に本部・全施設に労働災害情報が配信される。その後、当該グループ長が再発防止対策を盛り込んだ労働災害発生報告を提出する。

本部安全衛生委員会

委員長：理事長

事務局



法人側委員

労働災害発生状況(例)



再発防止対策(例)

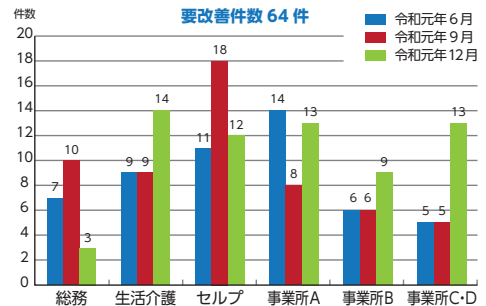


5Sパトロール

(5S:整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)

年3回、5Sパトロールを実施している。参加者は、理事長、施設長、課長、各グループ長など。指摘事項は写真を貼付して記録し、翌月開催の安全衛生委員会で報告される。

5Sパトロール指摘件数



ヒヤリハット報告

ヒヤリハットが発生したら「ヒヤリハット報告書」を作成し、上司に報告する。

KYTテーマ(例)



KYT(危険予知トレーニング)

各グループ長は、KYTテーマ(作業)を定め、メンバー全員で危険予知トレーニングを実施している。

従業員への安全教育

各グループは、グループ長が講師となり、月1～2回、16時30分以降に10～30分の時間をとり安全教育を行っている。KYT、ヒヤリハット報告もここで行われる。

グループ長は、本部安全衛生委員会への参加、専門的な安全研修の受講などにより、講師に必要な知識等を習得している。グループ長が、安全教育の講師を務めることは、課長昇格の要件に位置づけられている。

KYTシート(例)

NO 評価 危険要因とそれに対応する現象を想定して(～して～になる)というように書く。

- ① くつがゴムが傷んでいて裏が滑りやすいため、敷きマットが滑りやすくなり転倒しやすくなる
- ② ガレーンクの敷きマットが滑りやすくなり転倒しやすくなる
- ③ 初見で滑っていたので気が付かずに転倒する

対策
1. くつを新しいものに交換する
2. 敷きマットの裏面に滑り止めを貼る
3. 敷きマットの裏面に滑り止めを貼る

活動リーダー(コメント)
自分の持ち物(内、外用靴)は定期的に点検し、不良品物は交換する。床は作業後、作業前に点検する。

好事例5：社会福祉施設E法人

法人情報

老人福祉施設1施設(特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス等)

労働災害発生状況

ここ数年、労働災害は発生していない。

専門家による安全教育を実施しました

主な教育内容

パワーポイント教材 https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/careworker_slip_2020.ppt

● 社会福祉施設の労働災害は増加を続けている

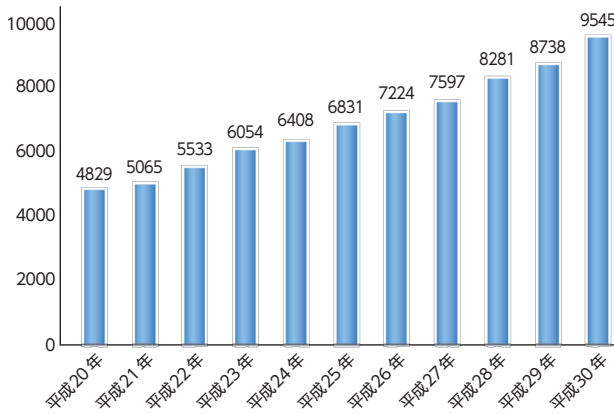


図 社会福祉施設の休業4日以上死傷災害発生状況

● 労働災害の30%超は転倒災害。最も多い

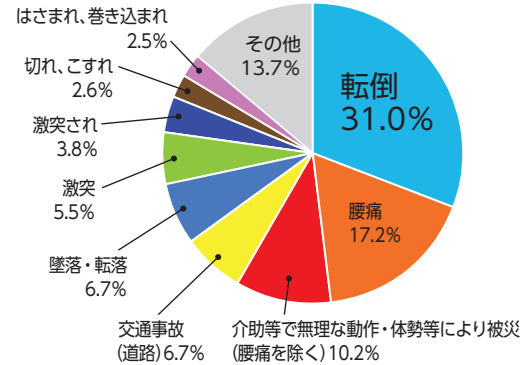


図 社会福祉施設の事故の型別休業4日以上死傷災害(H28)

注) 事故の型「動作の反動・無理な動作」は発生状況を踏まえ、「転倒」「腰痛」「介助等で無理な動作・体勢等により被災(腰痛を除く)」「その他」に振り分けた。

● 転倒災害は高齢者に多く、休業1か月以上が60%超と重篤なものが多い

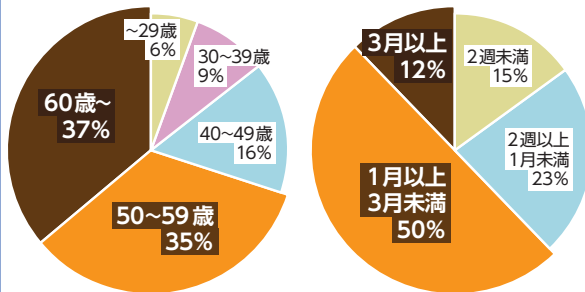


図 年齢別転倒災害発生状況(平成27年上半年期「社会福祉施設」)

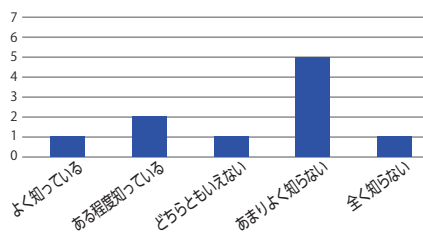
図 休業見込期間別転倒災害発生状況(平成27年上半年期「社会福祉施設」)

● いろいろな転倒災害



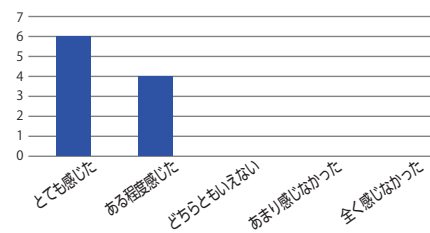
受講後アンケート結果(有効回答10)

問 社会福祉施設では転倒災害が多発していることを知っていましたか？



転倒災害の多発はあまり知られていなかった

問 本教育を受け、職場での転倒災害の危険を身近に感じましたか？



受講者の声

- ・忙しい中、常に、早足で業務にあたっている。利用者には安全の確保に努めていても、自分自身の安全はおざなりで、「つまずく」をよく見かける。環境整備が重要である。
- ・転倒しても、報告がなければなかったことになる。改善すべき場所もそのまま放置されてしまう。転倒など起こりえる危険を、職場で共有することが必要であると感じた。

介護・看護作業による腰痛を予防しましょう

休業4日以上職業性疾患のうち、職場での腰痛は6割を占める労働災害となっています。特に、高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数は大幅に増加しています。

そこで、厚生労働省では平成25年6月に「職場における腰痛予防対策指針」を改訂し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げ、腰に負担の少ない介助方法などを加えました。

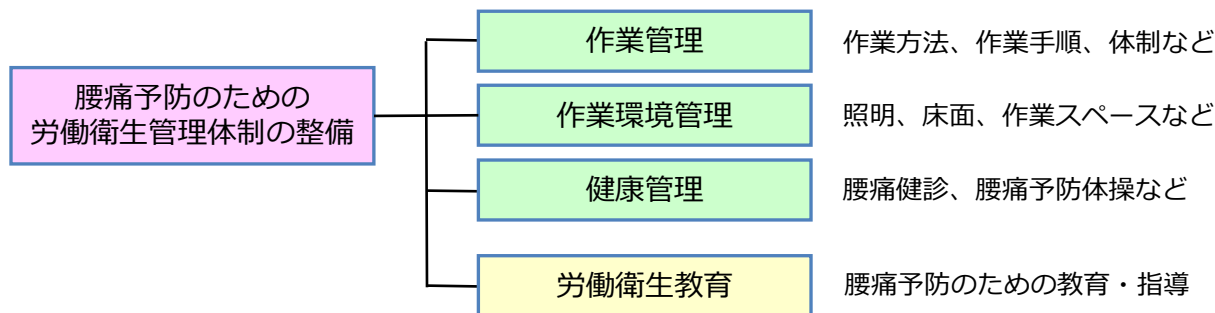
このパンフレットは、指針の主なポイント、介護・看護作業での腰痛防止の具体的な対策をまとめたものです。皆さまの施設での腰痛予防にお役立てください。

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。



作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [指針]

作業管理

■省力化

人を抱え上げる作業など腰に負担のかかる作業については、リフトなどを積極的に使用し、原則、人力では行わせないようにする。それが困難な場合には、負担を減らすための福祉用具を導入するなどの省力化を行い、腰への負担を軽減する。

■作業姿勢、動作

前屈姿勢、中腰、上半身と下半身をひねった姿勢、体を後ろに傾けながらねじるなど、不自然な姿勢を取らないようにする。不自然な姿勢を取らざるをえない場合には、その姿勢の程度を小さくするとともに、頻度や時間も減らすようにする。

■作業の実施体制

作業する人数、作業内容、作業時間、自動化の状況、福祉用具などが適切に割り当てられているか検討する。特に、腰に過度の負担がかかる作業では、無理に一人で作業するのではなく、身長差の少ない2名以上で行うようにする。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者それぞれの作業内容に応じたものにする必要があるため、定期的な見直しを行う。また、新しい機器や設備などを導入した場合も、その都度見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。作業服は、動きやすく着心地を考慮し、伸縮性、保温性、通気性のあるものにする。

作業環境管理

■作業する場所の床面

転倒やつまずき、滑りなどを防止するため、作業する場所の床面はできるだけ凹凸や段差がなく、滑りにくいものとする。

■照明

足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。

■作業空間、設備の配置など

作業に支障がないように十分に広い作業空間を確保する。作業の姿勢、動作が不自然にならないよう、機器や設備を適切に配置し、椅子や作業台・ベッドの高さを調節する。

健康管理

■健康診断

介護・看護作業を行う作業者を配置する際には、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は定期的（6カ月以内に1回）に実施する。健診結果について医師の意見を聴き、作業者の腰痛予防のために必要がある場合には、作業体制・作業方法の改善、作業時間の短縮などを行う。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

労働衛生教育 [指針]

■労働衛生教育

介護・看護作業を行う作業者に対しては、その作業に配置する際に腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。その後は、必要に応じて行う。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

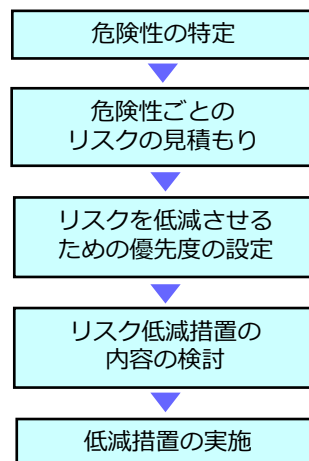
リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。

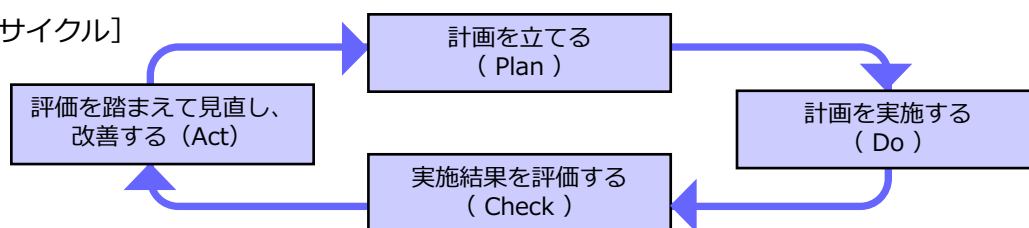


■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせ、総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

[PDCAサイクル]



介護・看護作業での腰痛予防対策

リスクアセスメントを行う場合には、次の点に注意して実施しましょう。

○腰痛の発生に関与する要因の把握

要因	内容
介護・看護される側（対象者）の要因	必要な介助の内容、対象者自身でできること、認知症の程度、体重など
労働者の要因	経験年数、身長・体重、筋力、介護技術など
福祉用具（機器、補助具）の状況	適切な機能を備えたものが必要な数量あるか
作業姿勢・動作の要因	抱え上げ、不自然な姿勢、不安定な姿勢など
作業環境の要因	温度、照明、床面、作業スペースなど
実施体制	適正な作業人数・配置か、協力体制、交代制勤務の回数・シフトなど
心理・社会的要因	対人関係によるストレス、仕事の忙しさ、介護技術の悩みなど

○リスクの評価（見積り）

具体的な介護・看護作業を想定して、腰痛の発生に関係する要因のリスクを見積もる。なお、リスク評価に当たっては、「チェックリスト」「アクション・チェックリスト」※を利用することも有効。

※ 改善のためのアイデアや方法を見つけることを目的とした改善・解決指向型のチェックリスト

○リスクの回避・低減措置の検討、実施

リスクの大きさや緊急性などを考慮して、リスク回避・低減措置の優先度を判断しつつ、次に掲げるような、腰痛の発生要因に的確に対処できる対策の内容を決定する。

検討事項	内容
対象者自身でできることの活用	対象者の協力を得た介護、看護方法の選択
福祉用具の利用	対象者の状態に合った福祉用具の積極的な利用
作業姿勢・動作の見直し	リフトやスライディングボード・シートの利用、不自然な姿勢での作業の回避
作業の実施体制	負担の大きい業務が特定の作業者に集中しないよう配慮
作業標準の策定	作業ごとに作成し、対象者別に、手順・福祉用具・人数・役割などを明記
休憩、作業の組合せ	交代で休憩できるよう配慮。他の作業とローテーションも考慮
作業環境の整備	温度・湿度の調整、十分な照明、段差の解消、作業スペースの確保など
健康管理	適切な健康管理による腰痛発生リスクの早期把握、職場復帰時の措置など
労働衛生教育	教育・訓練の定期的な実施。マニュアルの作成・整備

○リスクの再評価、対策の見直し・実施継続

定期的な職場の見回り、聞き取り調査、健診、衛生委員会などを通じて、職場に新たな負担や腰痛が発生していないかを確認する体制を整備する。問題がある場合には、速やかにリスクを再評価し、リスク要因の回避・低減措置を図るため、作業方法の再検討、作業標準の見直しを行う。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索

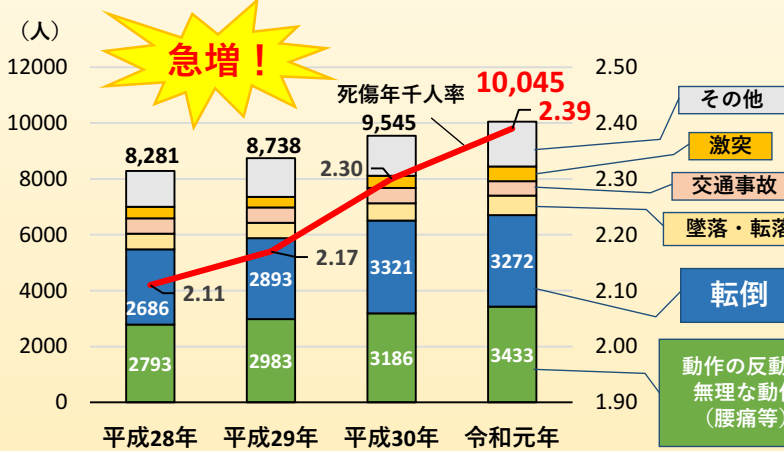
労働災害が増えています！

みなさんの職場は安全でしょうか？

労働災害の現状

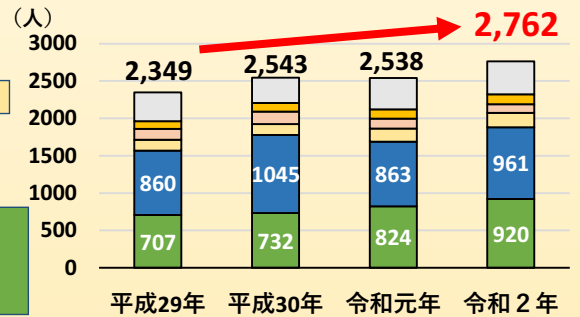
近年、労働災害全体の件数は減少傾向にあります
社会福祉施設においては未だ増加傾向にあります

過去4年間の死傷災害者数（休業4日以上）
及び死傷年千人率の推移



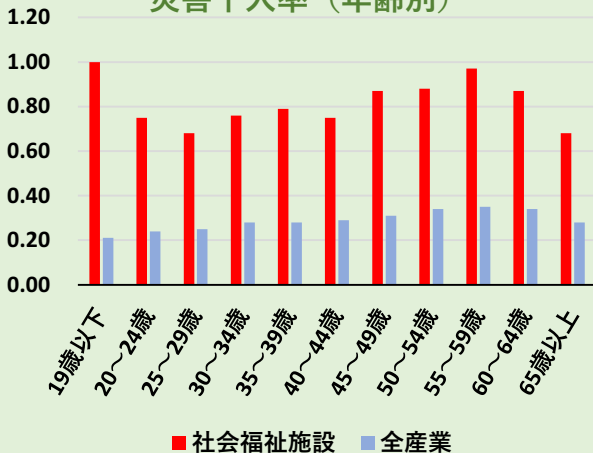
- ・令和元年の死傷者数は、**前年比5.2%増加**
- ・令和2年5月の死傷者数は、**前年同期比8.8%増加**

<過去4年間の5月時点での死傷災害者数の推移>



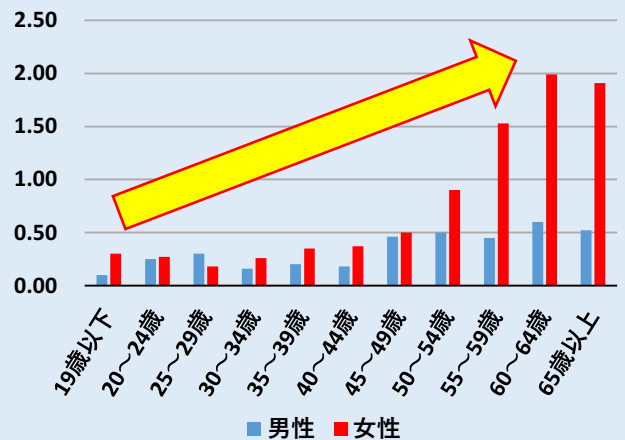
災害の原因は「**転倒**」「**動作の反動・無理な動作（腰痛等）**」が**半数以上**！
その他は「**墜落・転落**」、「**交通事故（道路）**」、「**激突**」等も

動作の反動・無理な動作（腰痛等）
災害千人率（年齢別）



- 他産業と比較して**全世代**で高い
- 19歳以下では他の産業の**約5倍**！

社会福祉施設における
転倒災害千人率（性別・年齢別）



- 高齢**ほど発生率が高い
- とくに**女性**で顕著

社会福祉施設で昨年**10,000人以上**が労働災害にあっていました
今一度、安全衛生対策を見直しましょう！（裏面へ）

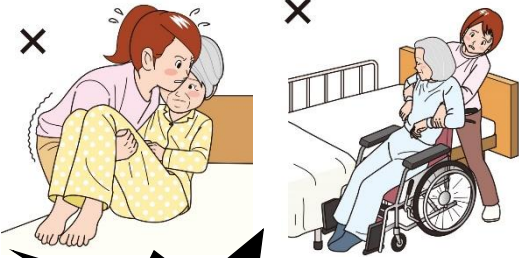


職場に取り入れましょう！ ～労働災害対策事例～

労働災害の危険性は、日々の作業に潜んでいます
新規入職者はもちろん、経験年数が多い方も日頃の作業方法を見直しましょう

腰痛予防

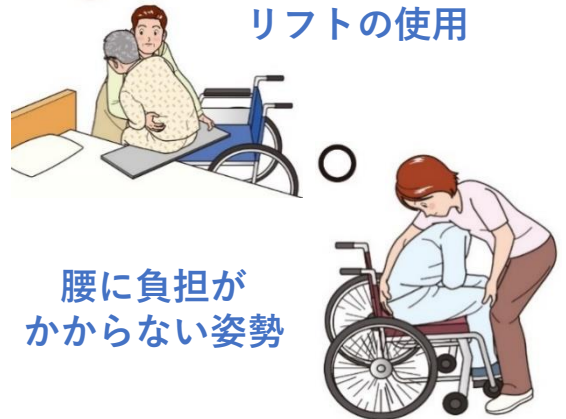
無理な体勢をしていませんか？



気づかない間に
腰に負担が・・・

改善！

○ スライディングボードや
リフトの使用



腰に負担が
かからない姿勢

転倒予防

転倒の危険性はありませんか？



思わぬところに
リスクが潜んでいます

改善！

○ 歩き方を工夫する
・前を向く
・斜め後ろから支える



床が濡れていたら
すぐに拭き取る

ぜひご活用ください



「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>)



「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」
(エイジフレンドリーガイドライン)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>)

働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

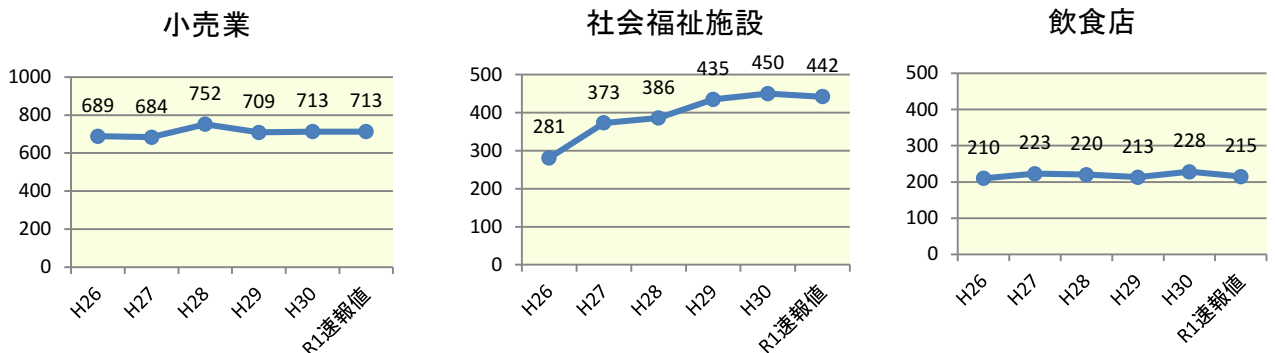
～ 「小売業」 ・ 「社会福祉施設」 ・ 「飲食店」 の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、**小売業、社会福祉施設、飲食店**において増加している労働災害の減少を図るため、「**働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動**」を展開しています。

取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、3・4ページに掲載している「**チェックリストⅠ・Ⅱ**」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

増加する「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」での労働災害



※ 出典:労働者死傷病報告(福岡労働局)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒災害



- ◆急いでいるときや荷物を持っているときにつまずいて転倒。
- ◆放置された荷物や台車につまずいて転倒。
- ◆水や油で濡れた床で滑って転倒。

急な動作・無理な動作



- ◆重量物を無理な姿勢で持ち上げたときぎっくり腰になった。
- ◆介護で利用者を持ち上げるときに腰を痛めた。
- ◆複数人で重量物を運搬するときに姿勢を崩し、腰を痛めた。

墜落・転落災害



- ◆脚立やはしごの上でバランスを崩して転落。
- ◆事務用の椅子に乗りエアコンの清掃をしようとして、椅子が動き転落。
- ◆荷物を抱えて階段を下りていたところ、足もとを踏みはずして転落。
- ◆階段が濡れていたため、踏みはずして転落した。

切れ・こすれ災害



- ◆食品のスライサーで指を切った。
- ◆カッターナイフを使用中、手指を切った。
- ◆割れた食器で手指を切った。
- ◆食品加工用機械に詰まった食材を取り除こうとして、機械の刃で手指を切った。

交通事故



- ◆自動車の運転中に操作を誤り、道路脇の電柱に激突。
- ◆オートバイの運転中、濡れた路面でスリップして転倒。



主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

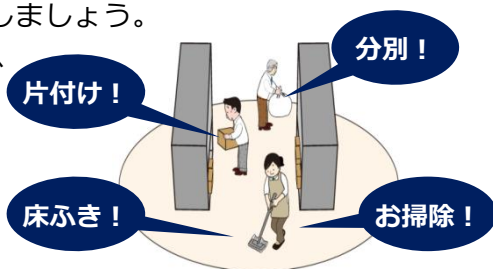
② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。

- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



③ K Y活動 = 潜んでいる危険を見つける

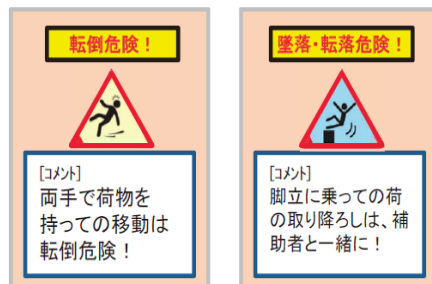
- ◆ K Yとは「危険 (K) ・ 予知 (Y) 」のことです。K Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。

- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは不安全な行動を招き、災害の原因となります。

④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化 (= 見える化) し、従業員全員で共有することをいいます。K Y活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていたら、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起きているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順 (マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。

- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である**安全推進者**を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

策定例

安全衛生方針

策定日 平成●●年 月 日
掲示日 平成●●年 月 日

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
代表者 代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

「職場のあんぜんサイト」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介

●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

※福岡労働局ホームページもご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

福岡労働局

検索

転倒防止

「STOP! 転倒災害プロジェクト」のWEBサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。福岡労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

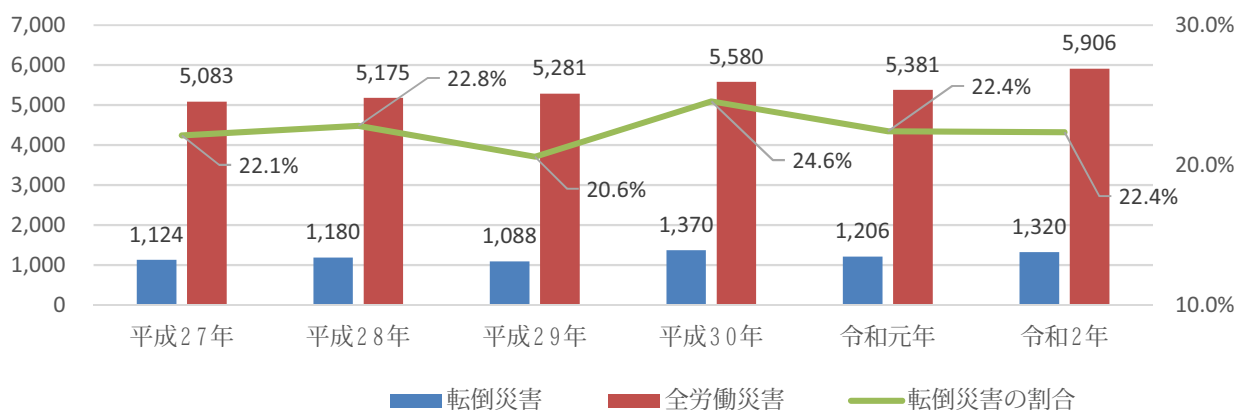
福岡労働局STOP！転倒災害

～みんなで取り組む転倒対策～

【取組期間 令和3年6月～令和4年2月】

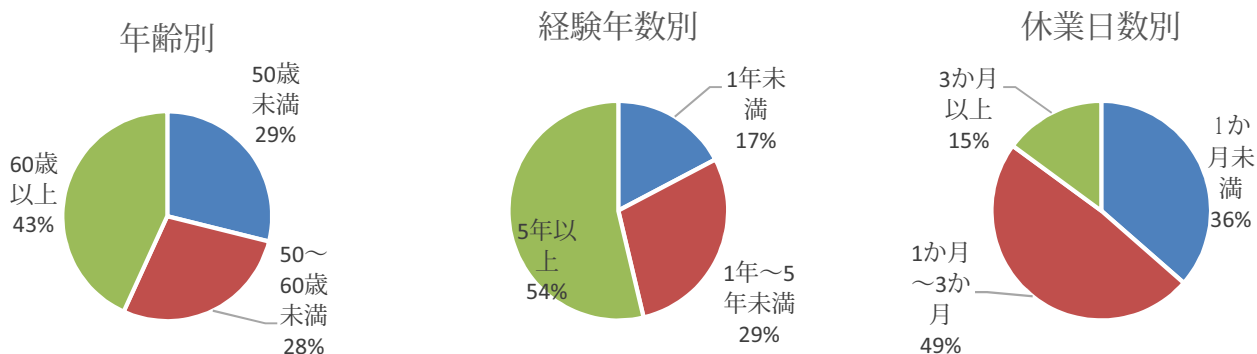
1 転倒災害の発生状況

令和2年における転倒災害の発生件数は1,320件と前年と比較し114件(9.5%)増加しており、また、平成27年以降増減を繰り返しているものの、全労働災害の20%強を占めています。



2 転倒災害の特徴

高齢者の比率が高く、経験年数が長い方の被災も多く、被災者の多くが1か月以上の休業を余儀なくされています。



3 取り組みの必要性

- ・ 転倒災害とは滑ったり躓いたりして転ぶことを指しますが、事故の型別では最も多い災害であり、休業日数も長くなる傾向があること。
- ・ 日常生活でも起こりうる基本的な災害であり、転倒災害防止の取り組みが日常生活の安全にもつながること。
- ・ 基本的な災害であることから、原因と対策の検討を行うことで災害防止の取り組みに対する基礎知識が得られること。

具体的な取り組み内容は裏面に

4 取り組むべき内容

(1) 安全管理体制を整備しましょう

取り組みを行うためには、事業主が率先して取り組むことは勿論、安全面の知識を持つ方が中心となり組織的な取り組みを行う必要があります。

(労働者数10名以上50名未満の事業場は安全衛生推進者(安全推進者、衛生推進者)、50名以上は安全管理者の選任が必要です。)

(2) 事業場内の危険箇所を把握しましょう

過去の災害事例や、労働者の方々からヒヤリハット事例を収集するなどにより、転倒災害の危険箇所等の把握に努めます。

(3) 把握した危険への対策を検討し、実行しましょう

(2)で把握した危険に対する対策を検討し、その対策を実行します。

(対策の検討は(1)で選任した方のみで行うのではなく、労働者数50名以上の事業場では安全衛生委員会、それ以外の事業場でも複数で検討することが必要です。)

(4) 定期的に点検を行い、対策が守られているか確認しましょう

毎月1日～7日までの間に対策が守られているか点検する期間とし、チェックリスト等作成し点検しましょう。

(点検作業は一部の担当者のみで行うのではなく、当番制にするなど全員が参加できる手法を講じることが効果的です。)

※ 点検の際使用するチェックリストを作成する際は以下の表を参考にしてください。

セーフティチェック項目		✓
1	通路、階段、出入口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつ、サイズが合うものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

5 その他

転倒災害は高齢者に多いことから、これらの方々に対する対策も必要です。以下のQRコードから関係資料をご覧ください、参考としてください。

・ エイジフレンドリー対策指針

厚生労働省が示している高齢労働者対策を取りまとめた資料になります。



・ 福岡労働局公式YouTubeチャンネル

転倒災害に関する動画等がありますので参考にしてください



STOP!

熱中症

令和3年5月～9月



クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図りましょう —



職場における熱中症で亡くなる人は、平成23年から令和2年までの10年間、全国で200人以上にのぼり、毎年400人以上が4日以上仕事を休んでいます。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間令和3年4月、重点取組期間令和3年7月）



「熱中症」とは高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害を総称した傷病で、重篤な場合死に至る恐ろしい傷病です。

福岡県下の熱中症の発生状況の推移（平成23年～令和2年）

23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年(元年)	2年
20 (1)	17 (1)	35 (1)	9	13 (1)	30 (2)	42	64	30 (1)	27 (1)

熱中症による休業4日以上死傷者数（人）の推移 ※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

熱中症を防ぐには、まず自分の体調を良く把握することはもちろんのこと、働く環境がどうい状態なのかを把握する必要があり、その環境に順化することが重要です。

環境の把握に有効な手段が暑さ指数（WBGT値）の活用です。

WBGT値を計算するのは大変ですが、WBGT測定器を使うと簡単に暑さ指数を計測できます。

WBGT測定器を活用して熱中症を予防しましょう！



測定器は（JIS B 7922）に適合したものを準備しましょう。

※WBGT値は毎日環境省が、「環境省熱中症予防情報サイト」の中で（WBGT）暑さ指数を公表しています。詳しくは、<http://www.wbgt.env.go.jp/> を参照ください。

※WBGT値はあくまで働く環境の状態を示すものです、労働者自身の体調は熱中症の発症に大きくかかわってきます。

深酒や睡眠不足を避け、体調不良の時は躊躇せず、上司や同僚に報告しておきましょう。

重要

異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない



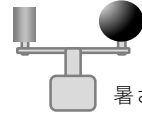
休憩！

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		<p>休憩！</p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましよう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましよう。**



I 店舗・施設実施事項

店舗・施設において、各STEPの項目をチェックし、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施します。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
STEP 1		
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止対策を実施していますか。 ※床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路の確保等	<input type="checkbox"/>
2	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記、店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 2		
1	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
3	防滑靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 3		
1	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>

II 本社・本部実施事項

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	店舗・施設実施事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）	<input type="checkbox"/>

	の配置状況を確認していますか。	
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー当から店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導、健康確保措置を実施していますか。(店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります。)	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	店舗・施設のリスクアセスメント(職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること)を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1 趣旨

第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業及び飲食店の発生件数は第三次産業全体の約5割を占めている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多い中で事業場の取組が進んでいないことや、店舗・施設に安全衛生担当者がいないなど安全衛生活動が低調である中で、その活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されている。このため、企業・法人全体での労働災害防止の取組を進めるとともに、店舗・施設における基本的な安全衛生活動にも着眼した取組に配慮する必要がある。

また、第三次産業は経営者に労働者の安全衛生に対する関心が必ずしも高くない傾向があるが、災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与するものであることや人材確保にも資することを踏まえて、経営者の関心を高める必要がある。このことの訴求の明確化のため、昨年度までの本運動の名称を見直した。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2 期間

令和3年4月1日から2年間

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に活用できるコンテンツを集めた特設サイトの開設

- (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む。)
 - (イ) 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に資するセミナー等の開催、案内
 - ウ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による企業・法人、事業場への啓発・指導
- (2) 中央労働災害防止協会の実施事項
- ア 推進運動の周知啓発
 - イ 事業場の安全衛生対策への指導援助
 - ウ KY 訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援
 - エ 教育用テキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ 転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 店舗・施設の実施事項

店舗・施設においては、次に示す各々のSTEPに掲げる事項のうちから、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施すること。

STEP 1

- ア 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による転倒災害等の防止
 - ※ 床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路等の確保など
- イ 危険箇所の表示による危険の「見える化」
- ウ 作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発

STEP 2

- ア ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
- イ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上
- ウ 防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用

STEP 3

- ア 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
 - イ 腰痛健康診断(腰痛予防対策指針に基づくもの)や体力チェックの実施
 - ウ 腰痛・転倒予防体操の励行
- その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策

(2) 本社・本部の実施事項

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社並びに多くの社会福祉施設を展開す

る法人の本部は、次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、(1)の店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施すること。

ア 企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

ウ 安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知

エ (1)に示す事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと

オ 店舗・施設における安全衛生担当者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者)等の配置状況の確認

カ 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施

キ 本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導及び健康確保措置の実施

ク 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布

ケ 店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施

コ 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握

サ 店舗・施設における健康診断、長時間労働者への面接指導及びそれらの事後措置等の労働者の健康確保措置の実施状況の把握

7 留意事項

- (1) 本社・本部と店舗・施設の役割分担を明らかにして、それぞれの取組の実施を図ること。
- (2) 全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから取組の実施を図ること。
- (3) 労働者の災害防止のみならず、店舗・施設における利用者や消費者の事故及びヒヤリハットの把握等の活動と併せて取り組むことで、より効果的な自主的取組が期待できること。
- (4) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく取組を、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組事項に組み込むことが有効であること。
- (5) 複数の店舗・施設を有する企業にあっては、各店舗・施設が上記6(1)に基づいて実施した取組事例や取組に当たって工夫した点などを他の店舗・施設に共有する等により、企業全体の安全衛生水準の向上を図ること。

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

福岡労働局

【問合せ先 福岡労働局 労働基準部 監督課 電話 092-411-4862】

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善のポイントをまとめたものです。
2019年4月から施行の「働き方改革関連法」の一部を、内容に反映しています。

このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含まれます。

I 介護労働者全体（訪問・施設）に共通する事項

(1) 労働条件の明示について

Point① 労働条件は書面で明示しましょう

明示の方法は、これまで書面の交付に限られていましたが、労働者が希望した場合には、FAXや電子メール、SNS等の送信により明示することも可能となりました。

Point② 契約の更新に関する事項も明示しましょう

雇入時 → 賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示

有期労働契約（期間の定めのある契約）→ 「更新の有無」、「更新の基準」の明示

(2) 就業規則について

Point① 就業規則を作成し、届け出ましょう

Point② 適正な内容の就業規則を作成しましょう

常時「10人以上の労働者」を使用 → 就業規則を作成し、監督署長に届け出る義務

※パートタイム労働者等の非正規労働者も含まれます

就業規則は、法令等に反してはならない 実際の就労実態に合致させる

Point③ 就業規則を労働者に周知しましょう

周知方法 … 事業場内の作業場ごとに掲示又は備え付け、労働者への交付、電子データで保存し、常時確認できるパソコン等を設置

(3) 労働時間について

Point① 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう

Point② 労働時間を適正に把握しましょう

使用者の指揮監督下の時間 → 労働時間 介護サービス提供時間だけではない

使用者は、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」参照。

Point③ 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

一定期間を平均して週40時間 1か月単位 1年単位

Point④ 36協定を締結・届出しましょう

Point⑤ 時間外・休日労働は、必要最小限にとどめましょう

2019年4月（中小企業は2020年4月）から、時間外・休日労働の上限規制が適用されます。

● 時間外・休日労働の上限（原則）

月45時間、年360時間

● 臨時的な特別な事情がある場合

年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月まで

(4) 休憩・休日について

- Point① 休憩は確実に取得できるようにしましょう
労働時間 …… 6時間超 45分以上、 8時間超 1時間以上
- Point② 夜間勤務者等の法定休日確保しましょう
毎週少なくとも1日(4週間4日でも可) 原則として暦日の休業

(5) 賃金について

- Point① 労働時間に応じた賃金を、適正に支払しましょう
引継ぎ、報告書等の作成、会議、研修、移動、待機の時間 → 労働時間
- Point② 時間外・深夜割増賃金を支払しましょう
割増賃金 … 時間外労働 25%以上、休日労働 35%以上、深夜業 25%以上
※時間外労働 1か月60時間超は50%以上(中小企業は2023年4月1日から)
- Point③ 最低賃金以上の賃金を支払しましょう (福岡県 時給842円:令和2年10月1日から)

(6) 年次有給休暇について

Point① 非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましょう

6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤			雇入日から起算した継続勤務時間ごとの年次有給休暇日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数*	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
30時間以上	5日以上 217日以上		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満			4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

* 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

Point② 年5日の年次有給休暇の時季指定(2019年4月から)

- 年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要になりました。時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存することも必要です。

Point③ 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはしないようにしましょう

例えば、精皆勤手当や賞与額の算定において、年休取得日を欠勤として取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されます。

(7) 解雇・雇止めについて

- Point① 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう
解雇 … 30日以上前に予告、又は解雇までの日数に応じた解雇予告手当
雇止め … 有期労働契約を更新しない場合は30日前までに予告
- Point② 解雇について労働契約法の規定を守りましょう
権利の濫用になる解雇は無効。有期労働契約では、やむを得ない事由がなければ契約期間中に解雇することはできません。

(8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point① 労働者名簿、賃金台帳、年次有給休暇管理簿を作成、保存しましょう
賃金台帳 … 労働日数、労働時間、時間外労働時間数も記入すること

(9) 安全衛生の確保について

Point① 衛生管理体制を整備しましょう

常時 50 人以上使用 … 衛生管理者、産業医の選任・届出 衛生委員会の設置

常時 10～49 人使用 … 衛生推進者の選任

Point② 健康診断を確実に実施しましょう

雇入れ時、定期…1 年以内ごとに 1 回（深夜業 6 か月以内ごとに 1 回）

Point③ ストレスチェックを実施しましょう

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対して、1 年以内に 1 回、定期的にストレスチェックを実施する必要があります。

Point④ 過重労働による健康障害を防止しましょう 長時間労働者に対する面接指導の実施

Point⑤ 労働災害の防止に努めましょう 転倒・腰痛災害、交通事故の防止

(10) 労働保険について

Point① 労働保険の手続きを取りましょう

介護労働者を含め労働者を一人でも雇っていれば、その事業場は労働保険（労災保険、雇用保険）の適用事業場となりますので、労働保険の手続きをとる必要があります。

II 訪問介護労働者に関する事項

○ 訪問介護労働者と労働基準法

事業場の中では、「訪問介護労働者」について、委託、委任、あるいは登録型などの呼称が用いられている場合がありますが、そのような場合でも、労働者に該当するかどうかについては使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断され、労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。

Point① 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう

Point② 休業手当を適正に支払いましょう

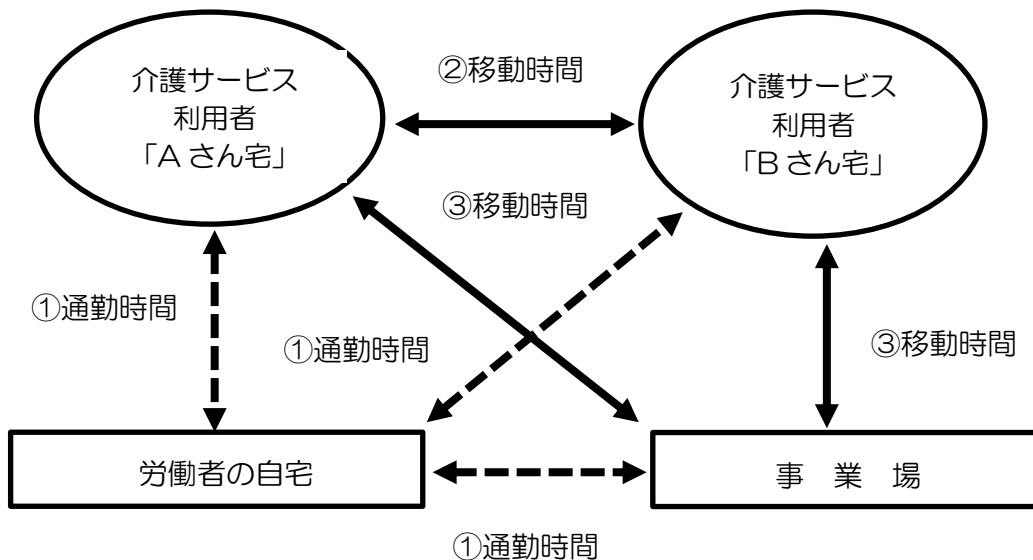
使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の 100 分の 60 以上の手当てを支払わなければなりません。

利用者からのキャンセル等を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払いが必要です。

Point③ 移動時間等が労働時間に当たる場合には、これを労働時間として適正に把握しましょう

労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。移動時間、待機時間等についても、次のような場合には労働時間に該当します。

○ 移動時間の考え方



労働時間かどうかは、具体的には指揮監督の実態により判断するものであり、例えば、②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度の時間である場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

Q1 訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う賃金額は、異なってもよいのですか。

A1 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することは差し支えありません。

Q2 当社 A 事業場では、過去3か月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A 事業場においては、移動時間を15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うこととし、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことを検討していますが、可能ですか。

A2 ご質問のように、事務処理の簡素化のため移動に係る賃金を定額制にすることは、実労働時間に基づき支払うべき賃金が定額を超える場合に超過分を支払うのであれば、労働者に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定額制を取り入れても労働時間の把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに留意してください。

○ 待機時間の考え方

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

(RO3.3)